

「徳島県犯罪被害者等支援条例(仮称)」の制定について

1 趣 旨

犯罪被害者等に対する支援については、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が成立し、地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた適切な施策を実施することなどが盛り込まれ、支援体制の整備が進められてきた。

これまで本県では、「犯罪被害者支援総合的対応窓口」の設置をはじめ、被害者が置かれた状況や支援の必要性について、県民の皆さんの理解を深めるための講演会の開催などに取り組んできたところである。

これまでの取り組みや県議会のご論議も踏まえ、犯罪被害者支援に対する県民意識の更なる醸成を図るとともに、より一層被害者に寄り添った支援を行い、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たに条例の制定を行うこととする。

2 条例の骨子(案)

○総則

- ・ 基本理念
 - ①個人としての尊厳を尊重
 - ②被害の状況等に応じた適切な支援、再被害や二次被害防止への配慮
 - ③途切れない必要な支援
 - ④国、県、市町村、民間支援団体等の相互連携
- ・ 県、県民、事業者、民間支援団体の責務

○基本的施策

- ・ 総合的な支援のための体制整備
- ・ 施策推進のための計画策定
- ・ 相談対応及び情報の提供等
- ・ 経済的負担軽減に関する情報提供等
- ・ 保健医療及び福祉サービスの提供
- ・ 再被害及び二次被害の防止や安全確保
- ・ 居住や雇用の安定
- ・ 県民及び事業者の理解増進
- ・ 支援に係る人材の育成、資質向上
- ・ 民間支援活動の促進

3 今後のスケジュール

令和2年9月中旬～
令和2年11月議会

パブリックコメントの実施
条例案を提案予定